

## 一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月25日

鹿島地方事務組合管理者 石 田 進

### 1 入札対象事業

- (1) 事業番号 鹿島地方事務組合公告第10号
- (2) 事業名 新可燃ごみ処理施設整備事業に伴う建物等補償調査算定業務委託
- (3) 事業業種 補償コンサルタント
- (4) 事業場所 神栖市東和田21-3の一部
- (5) 事業概要 別紙仕様書による
- (6) 履行期間 契約締結の翌日から令和2年6月30日まで
- (7) 予定価格 金7,610,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

### 2 入札参加形態 単体

### 3 入札参加資格

- (1) 公告日現在において、平成31・32年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿の補償コンサルタント、または令和元・2年度神栖市競争入札参加資格者名簿の補償コンサルタントに記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市、神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 入札（開札）執行日において、鹿嶋市、神栖市の契約事務に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。  
（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 補償業務管理士の資格を有し、補償調査に対し管理技術者となりうる実務経験を有する者で、引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者を適切に配置できること。
- (6) 公告日現在において、茨城県内に本店又は支店等を有すること。
- (7) 神栖市、鹿嶋市に営業所等を有するものは、市納税義務に対し完納していること。

### 4 設計図書の閲覧及び貸出

- (1) 場 所 鹿島地方事務組合施設整備課（神栖市居切660番地3） TEL0299-90-1266
- (2) 期 間 公告日から令和2年4月7日（火）

※午前9時から午後5時（土、日曜日及び祝日を除く）

貸出については、必ず電話による事前予約及び時間を確認すること。

(3) 設計図書に対する質問及び回答

ア 受付期間 公告日から令和2年4月1日(水)午後5時までとする。

イ 受付方法 質問書(様式 任意)により、鹿島地方事務組合施設整備課に持参又はFAX  
(FAX 番号 0299-92-1434, 到着を必ず確認)による。

ウ 回 答 質問があった場合の回答は、令和2年4月3日(金)に設計図書閲覧場所及び  
鹿島地方事務組合ホームページに掲載する。

<http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>

5 入札方法等

(1) 入札方法： 持参のみ

(2) 入札書： 指定入札書による。

ア 入札書取得方法

(ア) 鹿島地方事務組合ホームページ 入札・契約情報からダウンロードすること。

(イ) 鹿島地方事務組合総務課(神栖市居切660番地3)において配布

イ 入札書記載金額

入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(3) 入札用封筒： 任意とする。

(4) 鹿島地方事務組合財務規則等関係法令及び神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程を遵守すること。

6 入札(開札)

(1) 入札(開札)日時 令和2年4月8日(水)午後1時30分

(2) 入札(開札)場所 神栖市居切660番地3

公設鹿島地方卸売市場 会議室

7 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込をした者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人が、くじにより落札候補者を決定する。

8 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり、一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限 入札日を含め2日以内

(2) 提出場所 鹿島地方事務組合施設整備課

(3) 提出方法 持参

(4) 提出書類

①一般競争入札参加資格審査申請書

②資格者証の写し

- ③雇用を証する書類の写し（例、健康保険被保険者通知書の写し）
- ④茨城県内に本店又は支店等を有することを確認できる書類の写し
- ⑤市税の滞納が無いことを証する書類の写し（発効日3ヶ月以内のもの）

※神栖市、鹿嶋市に本店又は支店等を有する場合のみ

## 9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者の資格審査を行い、その結果、入札参加資格があると認められる者を落札者に決定する。
- (2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

## 11 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

## 12 入札の無効

- (1) 一般的事項
  - ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
  - イ 同一入札において2通以上の入札書を提出したとき。
  - ウ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
  - エ 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき。
  - オ 入札書に記名及び押印(契約印)がないとき。
  - カ 入札書が指定された方法で提出されないとき。
  - キ 入札について不正の行為があったと認められるとき。
  - ク 入札書と指定封筒の記載事項に相違があるとき。
  - ケ 事後審査に必要な書類を期限までに提出しないとき。

## 13 その他

- (1) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定していない。
- (3) 事務の都合上、入札参加予定者を把握したいので、入札参加希望者は前日までに下記に連絡してください。(連絡が無くても入札は可能です。)
- (4) その他の詳細不明の点については、下記に照会のこと。

連絡先：鹿島地方事務組合総務課（電話 0299-90-1186）